

参考 計 1－(6)

調査観測計画検討分科会の設置について

令和 7 年 2 月 1 4 日
火山調査研究推進本部
政策委員会
総合基本施策・調査観測計画部会

火山に関する総合的な調査観測計画の策定に係る専門の事項について調査審議を行うため、調査観測計画検討分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

1. 審議事項

- （１）火山に関する総合的な調査観測計画の策定に係る専門の事項について
- （２）その他必要な事項

2. 構成員等

- （１）分科会を構成する委員及び専門委員については、総合基本施策・調査観測計画部会長（以下「部会長」という。）が別途定める。
- （２）分科会に主査を置き、分科会の構成員の中から部会長が指名する。
- （３）主査は、分科会に属さない委員及び専門委員、その他専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

3. その他

上記に定めるもののほか、分科会の議事その他分科会の運営に関し必要な事項は、主査が分科会に諮って定める。